

2024年9月2日
株式会社日本政策金融公庫

**「令和6年台風第10号に伴う災害に関する特別相談窓口」の設置について
(神奈川県及び岐阜県内の全支店に追加設置)**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、8月29日付で設置された「令和6年台風第10号に伴う災害に関する特別相談窓口」を、神奈川県及び岐阜県内に事業所を有する事業者の皆さまを対象に、9月2日付で神奈川県及び岐阜県内の全支店に追加設置いたしました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

<事業者の皆さまのお問い合わせ先>

神奈川県	横浜支店	国民生活事業	TEL : 0570-039574 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 045-641-1841
		中小企業事業	TEL : 045-682-1061
	横浜西口支店	国民生活事業	TEL : 0570-041137 (ナビダイヤル)
	川崎支店	国民生活事業	TEL : 0570-041403 (ナビダイヤル)
	小田原支店	国民生活事業	TEL : 0570-041420 (ナビダイヤル)
	厚木支店	国民生活事業	TEL : 0570-041632 (ナビダイヤル)
中小企業事業		TEL : 046-297-5071	

岐阜県	岐阜支店	国民生活事業	TEL : 0570-049154 (ナビダイヤル)
		農林水産事業	TEL : 058-264-4855
		中小企業事業	TEL : 058-265-3171
	多治見支店	国民生活事業	TEL : 0570-049200 (ナビダイヤル)

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

	農林水産事業	
適用できる制度	農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金 （災害）
資金の使いみち （※1）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特認 1施設あたり600万円（※2））のいずれか低い額	（一般） 600万円 （特認（※3））年間経費等の6/12以内
融資期間（うち据置期間）	15年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）

（※1）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する災証明書等が必要となります。

（※2）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※3）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。